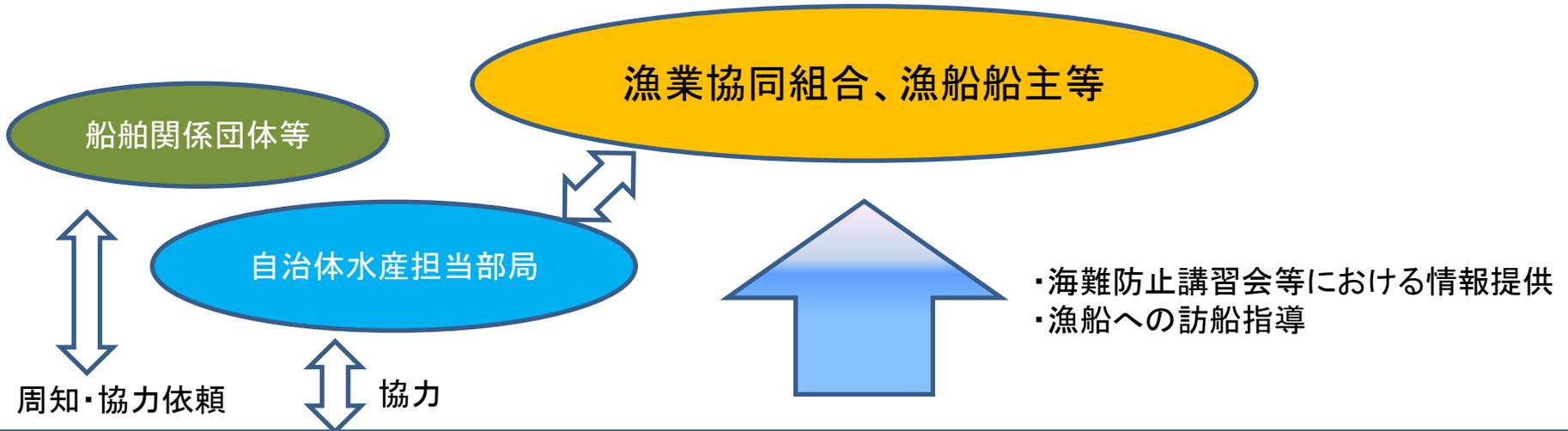


## 九州地区AIS普及促進連絡会の概要

- 1 九州総合通信局、九州運輸局、九州漁業調整事務所、第七管区海上保安本部及び第十管区海上保安本部は、相互に連携することにより、衝突海難事故の防止に有効なAIS(船舶自動識別装置(簡易型を含む))の無線設備の漁船等への普及促進に取り組むとともに、漁船等の衝突海難防止活動を効果的、効率的に実施するため、九州地区AIS普及促進連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。
  
- 2 連絡会の構成は以下のとおりとする。  
九州総合通信局 無線通信部長  
九州運輸局 海上安全環境部長  
九州漁業調整事務所 次長  
第七管区海上保安本部 交通部長  
第十管区海上保安本部 交通部長
  
- 3 具体的活動の実施に当たっては、連絡会の下に以下により構成する作業部会を設けて取り組む。  
九州総合通信局 無線通信部 航空海上課長  
九州運輸局 海上安全環境部 海事保安・事故対策調整官  
九州漁業調整事務所 沿岸課長 沖合課長  
第七管区海上保安本部 交通部 安全課長  
第十管区海上保安本部 交通部 安全課長
  
- 4 連絡会の事務局は、他機関の協力を得て、九州総合通信局無線通信部航空海上課が行う。

# 九州地区AIS普及促進連絡会の活動



## 九州地区AIS普及促進連絡会

九州総合通信局

九州運輸局

九州漁業  
調整事務所

第七管区  
海上保安本部

第十管区  
海上保安本部

目的	5機関が連携して九州地区の漁船等へのAISの普及促進に取り組む
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆漁船海難の現状把握</li> <li>☆AISの普及状況、各機関の取組状況の情報共有</li> <li>☆漁船へのAIS普及促進に向けた有効な対策の検討</li> </ul>
(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業関係者に対する海難防止講習会等における周知活動、漁船への訪船指導</li> <li>・船舶関係団体等への周知及び協力依頼</li> </ul>